

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は創業以来、的確かつ迅速な企業経営を重要な課題と位置付け、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努めており、それを可能とするコーポレート・ガバナンスの充実にも注力してまいりました。また、企業理念として「株主に対して常に誠実に接し、信頼に応え、透明度の高い経営と確固としたコーポレート・ガバナンスを維持して企業価値の増大に努める」ことを掲げており、その実行に向けて以下のように取り組んでおります。

- (1) 会社の意思決定機関である取締役会及び経営会議の一層の機能充実
- (2) 監査等委員による取締役及び執行役員業務執行に対する監視機能の充実
- (3) 業務遂行上の不正を防止する内部牽制機能の充実
- (4) 株主に対する重要な情報の適時・適切な提供のための社内体制の更なる整備

また、当社は、実質的な意思決定や業務執行を重視し、コーポレート・ガバナンスをより一層機能させることを目指しており、会社法への対応においても、以下の方針を打ち出しております。

- (1) 取締役の解任決議に関する要件加重採用せず
- (2) 取締役会の書面決議導入を見送り

さらに意思決定においても極端な短期的利益の追求やガバナンスの形骸化等が起こらないように、常に中長期的な付加価値の最大化を重視した経営判断を行うとともに、環境の変化に即応して効率的に事業を推進すべく組織体制の整備・充実を図っていく所存であります。また、内部統制をしっかりと機能させることが、コーポレート・ガバナンスの充実には不可欠との立場から、コーポレート・ガバナンスを支える内部統制のより一層の充実にも注力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 清高	875,600	12.02
前野 善一	875,600	12.02
塩川 拓行	875,600	12.02
北澤 弘貴	875,600	12.02
い生活従業員持株会	383,600	5.26
GOLDMAN, SACHS & CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	168,000	2.30
久野 悦章	123,800	1.70
兼 英樹	101,900	1.39
竹澤 謙介	63,000	0.86
山下 良久	61,700	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 ———

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

当社は、自己株式379,175株(発行済株式総数に対する割合5.20%)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 3月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	15名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	1年
取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	9名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
平野 晃	他の会社出身者														○
大町 正人	他の会社出身者														○
社本 眞一	他の会社出身者														○
高原 正靖	他の会社出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 晃	○	○	独立役員に指定しております。 <属性情報> 該当事項はありません。 <略歴> 元・日興シティ信託銀行株式会社 取締役共同社長	過去に大手金融機関のグループ会社の役員職を複数年経験されており、経歴・知識・人脈ともに適任と判断した結果、常勤の監査等委員である社外取締役としての就任をお願いすることいたしました。 <独立役員指定理由> 当社の意思決定に影響与える取引関係は無いこと並びにその他当社と特別の利害関係がないことから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。
大町 正人	○	○	独立役員に指定しております。 <属性情報> 該当事項はありません。 <略歴> 元・日興アセットマネジメント株式会社 専務取締役	大手資産運用会社において役員経験があり、株主の視点から監査・監督を行う上で適任と判断し、非常勤の監査等委員である社外取締役としての就任をお願いすることいたしました。 <独立役員指定理由> 当社の意思決定に影響与える取引関係は無いこと並びにその他当社と特別の利害関係がないことから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。
社本 眞一	○	○	独立役員に指定しております。 <属性情報> 該当事項はありません。 <略歴> 元・日興信託銀行株式会社 常務取締役	過去に大手金融機関のグループ会社の役員職を複数年経験されており、経歴・知識・人脈ともに適任と判断した結果、非常勤の監査等委員である社外取締役としての就任をお願いすることいたしました。 <独立役員指定理由> 当社の意思決定に影響与える取引関係は無いこと並びにその他当社と特別の利害関係がないことから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。

高原 正靖	○	○	<p>独立役員に指定しております。</p> <p><属性情報> 該当事項はありません。</p> <p><略歴> 元・東京エレクトロニクス株式会社 代表取締役社長</p>	<p>過去に東証一部上場企業のグループ会社において役員職を複数年経験されており、経歴・知識・人脈ともに適任と判断した結果、非常勤の監査等委員である社外取締役としての就任をお願いすることといたしました。</p> <p><独立役員指定理由> 当社の意思決定に影響与える取引関係は無いこと並びにその他当社と特別の利害関係がないことから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。</p>
-------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

代表取締役自らが監査等委員会との意見交換会を適宜実施することで、監査等委員会の職務を補助しております。また、監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する使用人が業務にあっております。同事務局の使用人は、監査等委員会より指示された業務に関して、業務執行取締役からの指示、命令を受けないこととしており、人事異動に関しても、事前に監査等委員会に報告し、その同意を要することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

<監査等委員会と会計監査人の連携状況>
会計監査人から、監査計画及び年2回の監査結果の報告を受けるなどの連携を図っております。

<監査等委員会と内部監査部門の連携状況>
内部監査室と連携・協力して、組織内部の監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#) なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#) 4名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役4名全員は独立役員の資格を満たしており、同社外取締役4名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) 実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

過去、役員及び従業員を対象にストックオプションを付与しておりましたが、平成27年6月28日をもって全てのストックオプションに関する権利行使期間が満了いたしました。今後、経営内容・報酬水準等を勘案いたしまして、ストックオプションを発行する場合があります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 [更新](#) 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

<開示手段>
有価証券報告書、事業報告
<開示状況>
社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

第16期事業年度における取締役報酬の内容は以下のとおりであります。
取締役(社外取締役を除く)年間報酬総額:144,290千円
報酬等の種類:基本報酬
対象となる役員数:5名
なお、当社は第16期(平成27年3月期)においては社外取締役を選任しておりませんでした。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等につきましては、世間水準及び経営内容、従業員給与等との均衡を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、平成27年6月26開催の第16期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額500,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、並びに監査等委員である取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内と決議されております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあっております。すなわち、取締役会・監査等委員会の開催案内及び資料等の事前配布、議事録及び監査計画・監査報告等の各種文書作成・管理、並びに取締役・被監査部署等との情報伝達及び共有・調整全般を行っております。なお、同事務局の使用人は、監査等委員会より指示された業務に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指示、命令を受けないこととしており、人事異動に関しても、事前に監査等委員会に報告し、了承を得ることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査等委員会設置会社であります。当社は、構成員が全員社外取締役となる監査等委員会を設置し、監査等委員による監査・監督体制が経営監視機能として有効であると判断して、監査等委員会設置会社形態を採用しております。また、取締役による迅速な意思決定と業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に図れるよう、その実効性を高める体制としております。

各機関及び部署における運営及び機能は以下のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、常勤の社内取締役5名と常勤の監査等委員1名及び非常勤の監査等委員3名の合計9名にて構成され、少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各業務執行取締役の業務執行を監督しております。また、執行役員も出席し、情報の共有及び意思の疎通を図るなど内部統制のより一層の充実に努めております。

(イ) 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。解任の決議要件については、会社法と異なる別段の定めはありません。

(ハ) 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)について、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定められる旨を定款に定めております。これは、中間配当の決定機関を取締役会とすることにより、当社を取り巻く事業環境や業績に応じて、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(ニ) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって、自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

(2) 経営会議

経営会議は、常勤の社内取締役、執行役員及び本部長で構成され、迅速な経営判断ができるように、原則として週1回以上開催しております。大小さまざまな経営課題について、議論を行う事で、変化の激しいIT業界に対応し、柔軟な経営戦略を可能とする体制を構築しております。また、常勤の社外取締役(監査等委員)も出席し、本会議に関する重要事項の報告を受ける体制をとっております。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の社外取締役1名及び非常勤の社外取締役3名で組織されており、経営監視機能の強化・向上を図っております。

<監査等委員会の機能強化に係る取組み状況>

(イ) 内部監査室と連携・協力して、組織内部の監査を実施しております。

(ロ) 取締役会、経営会議及びその他重要会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっております。

(ハ) 監査法人(会計監査人)からは、監査計画及び年2回の監査結果の報告を受けるなどの連携を図っております。

(ニ) 代表取締役及び内部監査室との意見交換会を適宜、実施しております。

(ホ) 当社は、監査等委員会役が妥当な監査をより実効的に行えるよう、監査等委員会を補助する専属の使用人を配置する等それを支える十分な人材及び体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。前述「社外取締役のサポート体制」に記載のとおりであります。

(ヘ) 各監査等委員は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務執行取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

(4) 内部監査

内部監査体制につきましては、社長直属に内部監査室を設置し、内部監査室長1名及び室員1名の2名体制としております。内部監査室は年度監査計画に基づいて、監査等委員会、会計監査人及びセキュリティ管理責任者と連携・協力し、業務監査を実施しており、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制にしており、監査等委員会、会計監査人及びセキュリティ管理責任者とも適宜情報交換が行える体制にしております。

(5) 役員報酬

第16期事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

社内取締役の年間報酬総額 144,290千円 5名

社外監査役の年間報酬総額 13,800千円 4名

(第16期までは当社は監査役会設置会社でありました。)

なお、報酬等につきましては、世間水準及び経営内容、従業員給与等との均衡を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。

(6) 会計監査の状況及び報酬等の額

会計監査につきましては、きざらぎ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題については適宜指導を受け、適正な会計処理に努めております。

また、第16期事業年度において業務を執行したきざらぎ監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成及び監査報酬の内容については以下のとおりであります。

(イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員 後 宏治
指定社員・業務執行社員 安田 雄一

(ロ)会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名、その他4名

(ハ)監査報酬の内容
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 13,000千円
なお、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(二)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容について、監査等委員会において決議いたします。
なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等個別の事情を勘案しまして、再任又は不再任に関する事項の決定を行います。

(7)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近における実施状況
第16期事業年度におきましては、取締役会を定時12回、臨時5回の計17回開催すると共に、経営会議を50回開催し、重要な業務執行の決定や経営の重要事項について審議を行いました。第16期までは監査役会設置会社であったため、監査役会は15回開催され、監査の方針、社内監査の状況、監査法人による監査報告会の実施等の活動の他、監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行について厳正な監視を行ってまいりました。内部監査室は、当社の各部署の業務監査を実施いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社は、当社ビジネスに精通した取締役が迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、且つ業務遂行にあたるのが株主に対する経営責任の完遂という観点から重要と考えております。
また、外部からの客観的・中立的な経営監視の機能についても重要と考えており、当社においては社外取締役を4名選任し、客観的・中立的な見地から経営監視の役割を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権の行使を可能としています。
その他	株主総会招集の決議後遅滞なく、招集通知をホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IRポリシー」として、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める規則に従い、正確・公平な適時開示を継続的に行う旨、定めております。また、ホームページ上にも当該「IRポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 半期に1回実施することを予定しております。また、長期保有前提の機関投資家向けに個別訪問による説明会を随時受付、開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、説明会Q&A、決算数値データ、有価証券報告書、株主総会招集通知及び決議通知、年次報告書(旧事業報告書)、経営方針説明会資料、月次概況(速報)、その他適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理グループリーダー及び管理グループ 管理本部 財務部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において、株主の皆様に対する責任について表明しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内文書にて開示手順書を定めており、また、「適時開示体制の概要」に記載のとおり、適時適切な開示に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務執行の基本方針「いい生活の5つの理念」

当社では、企業理念として「いい生活の5つの理念」を定め、経営の拠り所として、また全ての役員及び従業員の行動規範並びに価値基準として位置づけております。

＜いい生活の5つの理念＞

(1) 社会的価値への貢献

顧客の声に真摯に耳を傾け、常に社会全体に新しい価値を提供できるよう、創意と工夫で前進する。

(2) 技術・創造性・品質の追求

情報技術分野において顧客から必要とされるサービスを、創造性をもって探求・開発し、確かな技術をもって提供する。

(3) 社員の幸せの追求

社員が常に公平かつ公正に評価され、互いの信頼に基づき誇りをもって幸せに働くことのできる環境を作る。

(4) 株主に対する責任

株主に対して常に誠実に接し、信頼に応え、透明度の高い経営と確固としたコーポレート・ガバナンスを維持して企業価値の増大に努める。

(5) 一個人としての心得

株式会社いい生活で働く者は、人の尊厳を重んじ、人の気持ちと視点を尊重し、誠意と責任感をもって社会に貢献する。

当社はこの5つの理念の下、適正な業務執行のための体制を整備・構築し運用していくことが経営の重要な責務であることを認識し、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

今後とも、当社は企業を取り巻く環境の変化に対応して適宜この基本方針の見直しを図ることによって、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は「監査等委員会設置会社」として、監査等委員である社外取締役による取締役会における議決権行使を通じて、監査・監督機能の更なる強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることで、企業価値向上を目指してまいります。

以下に定める体制を適正に構築・運用・充実させるべく、監査等委員会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、「監査等委員会監査基準」に基づき、各取締役の業務執行を監督しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)-1 当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しております。法令遵守はもちろんのこと、当社の業務遂行上の「価値基準」でもある「いい生活の5つの理念」の推進に努め、「コンプライアンス規程」の遵守を徹底するとともに社内研修及び教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めております。

(1)-2 社長直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙または電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっております。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。

当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(3)-1 災害による損失、基幹システムの障害、役員及び使用人の不平等による重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めております。

(3)-2 セキュリティに関する責任者としてチーフセキュリティオフィサーを設置し、代表取締役社長が定める情報セキュリティの基本方針およびサービスマネジメントの基本方針に従い、ITサービスマネジメント委員会および各部門の代表者が参加するセキュリティコミッティにおいてセキュリティに関するリスク分析、対策の実施、情報交換等を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(4)-1 当社は創業以来、的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努めております。

(4)-2 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。

(4)-3 取締役会の下に常勤取締役、執行役員及び本部長で構成される経営会議を設置し、原則として週に1回開催しております。経営会議におきましては取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行っております。

(4)-4 取締役会は、経営組織、各取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員は職務分掌に基づき適切に業務を執行しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5)-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、当該規程の適切な運用によって、当社は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について承認を行い、又は報告を受けております。

(5)-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」により、「リスク管理規程」を含む主要な方針及び規程を子会社にも適用する旨定めており、子会社は当社が定めるセキュリティに関する基準等及びリスク管理体制等の適用対象となっております。

(5)-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。

ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、経営会議における意思決定を通じて、子会社における効率的な経営体制の構築に努めております。

(5)-4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準(「いい生活の5つの理念」)を共有し、一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならず子会社も監査対象として内部監査を実施しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(6)-1 年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施するほか、取締役会または経営会議といった会議体に限らず、取締役(監査等委員である取締役を除く。)より監査等委員に対して適宜情報提供を行っております。

(6)-2 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあっております。

(7) 前号の取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに前号の取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(7)-1 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指示、命令を受けないこととしております。

(7)-2 監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとしております。

(7)-3 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

(8)-1 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ. 常勤の監査等委員は経営会議にも出席し、監査等委員会において他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告することとしております。

ロ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査等委員会に報告することとしております。

(8)-2 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
イ. 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、子会社に対して事業の報告を求めることとしております。

ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、該当事項につきましては子会社より経営会議又は取締役会に対して報告されます。この経営会議には常勤の監査等委員が出席することとしております。

ハ. 「関係会社管理規程」により、当社は「コンプライアンス・ホットライン」制度を子会社においても利用できることとしております。当該制度を利用して通報が行われた場合、当該通報内容は常勤の監査等委員に通知され、常勤の監査等委員において調査の可否に係る検討、調査の要請及び結果の受領、経営会議に対する通報内容及び結果概要の報告が行われる旨、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に定めております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に基づき、前号の「コンプライアンス・ホットライン」制度を利用した通報者が不利益となる一切の行為を禁止しております。

(10) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、職務の執行について生ずる費用については、「経理規程」等に基づき精算することとしています。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(11)-1 常勤の監査等委員は、経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっております。

(11)-2 監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しております。

(11)-3 1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施することとしております。

(12) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針を定めております。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

なお、反社会的勢力排除に対応するための部署及び対応マニュアルは設置済みであります。引続き社内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新** なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社の適時開示体制の概要は次のとおりであります。

(会社情報の適時開示に係る開示方針)

当社は、「金融商品取引法」及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、公正かつ適時、適切な会社情報の開示を行うものとしております。また、上記に該当しない場合であっても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと思われるものは自主的に開示する方針としております。

(会社情報の適時開示に係る社内体制)

当社の会社情報(IR、広報含む。)に関する社内体制は、管理グループにて一元管轄しており、情報開示責任者及び主な担当者は以下の通りであります。

- (1) 情報開示責任者
代表取締役副社長CFO(管理グループリーダー)
- (2) 適時開示規則関連(会社情報の適時開示等)
管理グループ 管理本部 財務部
- (3) 金融商品取引法関連(有価証券報告書等)
管理グループ 管理本部 財務部
- (4) 会社法関連(株主総会、公告等)
管理グループ 管理本部 法務部
- (5) IR活動
代表取締役社長CEO
代表取締役副社長CFO(管理グループリーダー)
管理グループ 管理本部 財務部
- (6) 広報活動
管理グループ 管理本部 総務部

(適時開示に係る社内手続き)

当社は、管理グループ管理本部財務部が、情報開示担当部門として適時開示の実務を行い、重要情報の公開責任者として代表取締役副社長CFOを情報開示責任者とし、開示情報を一元管理しております。

(1) 決定事実の適時開示

決定事実については、取締役会又は経営会議での審議・承認の後に、情報開示責任者が重要性の判断及び情報開示の要否を判断しております。そのうち開示対象となる決定事実は、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士の助言を受け、速やかに開示する体制をとっております。

(2) 発生事実の適時開示

発生事実については、社内各部門長から経営会議に報告され、事実確認の後、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士の助言を受け、開示対象となる発生事実は、速やかに開示する体制をとっております。

(3) 決算情報等の適時開示

決算情報につきましては、代表取締役副社長CFOが情報開示責任者でもあるため、情報の把握及び統制が容易であり、会計監査人による監査・レビュー及び助言を受け、取締役会承認又は経営会議承認の後、開示対象となる決算情報を速やかに開示する体制をとっております。

(内部情報の管理体制)

当社の重要情報の管理につきましては、情報管理責任者(管理グループリーダー)および情報管理担当者(各グループリーダー)を設置し、情報の一元管理を行っております。当社は、「インサイダー取引防止規程」を設けており、当社の役員および従業員が職務上当社または取引先(いずれも子会社を含む)に関する重要事実を知った場合は、情報管理担当者を経由して情報管理責任者に報告し、情報管理責任者が対応に関し必要な指示を行うものとしており、また、「役員・従業員(含む同居の家族)および社外対象者が当社又は指定取引先の株式等の売買を行う場合は、事前に情報管理責任者に対し、インサイダー取引に該当しないかどうか確認する」ものとしております。また、役職員の意識向上のため、適宜教育を開催し、関係法令及び社内規程の周知徹底を実施しております。

(適時開示の方法)

適時開示対象となる情報及び適時開示規則に該当しない情報(投資判断に有用と判断した情報)に関しましては、適時開示情報伝達システム(T Dnet)への登録による公表及び当社ホームページで情報開示(公表後、速やかに掲載)を実施しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要：模式図】

